

第2期岩手県耐震改修促進計画（抜粋）

防災拠点建築物

第2章. 2

【方針6】

(6) 大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物への耐震診断結果の報告の義務付け

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、平成18年度から27年度を計画期間とした前計画で指定した次表に掲げる建築物については、本計画においても引き続き要安全確認計画記載建築物として指定します。

また、指定した建築物の耐震診断結果の報告期限は、平成30年3月31日とします。

表

建築物の名称	位置
岩手県庁舎	盛岡市内丸10-1
盛岡地区合同庁舎（本館）	盛岡市内丸11-1
一関地区合同庁舎千厩分庁舎（旧館）	一関市千厩町千厩字北方85-2
遠野地区合同庁舎	遠野市六日町1-22
岩泉地区合同庁舎	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）	大船渡市盛町字宇津野沢15
釜石市役所第1庁舎	釜石市只越町3-9-13
葛巻町役場庁舎	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1-1
岩手町役場庁舎	岩手郡岩手町大字五日市10-44
西和賀町役場 湯田庁舎	和賀郡西和賀町川尻40地割40-71
山田町役場庁舎（増築を除く）	下閉伊郡山田町八幡町3-20
田野畑村役場庁舎	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
一戸町役場庁舎	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9
宮古地区広域行政組合消防本部庁舎	宮古市五月町2-1